

○ 道 路 占 用 料 の 減 免 基 準

地域機関委任事務（土木建築関係行政事務）処理要領（抜粋）

令和4年3月1日 監第3933号最終改正

第4 使用料、手数料等の減免基準

財務規則第3条（予算執行権限等の委任）第1項の規定により、局長に徴収の権限を委任した使用料、手数料及びその他公法上の収入の減免基準は、法令、条例又は規則に別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。この基準に定めのないもので、減免をする場合及び料率が特定されていないものの料率を定める場合若しくはこの基準によることが不適当と認める場合は、別に知事の指揮を受けるものとする。

1 新潟県道路占用料徴収条例第3条の規定による占用料の減免基準

(1) 第1号関係

政令第11条の9第1項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用 全額免除

(2) 第2号関係

地方財政法第6条に規定する事業のために占用する場合 全額免除

(3) 第3号関係

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設のために占用する場合 全額免除

イ 公衆の用に供する鉄道事業のために占用する場合（道路が当該鉄道の敷地を使用する場合に無償であるときに限る。） 全額免除

ウ 公衆の用に供する架空電線（電気通信線については電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設けるもので、同項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）のために占用する場合（道路敷内の柱に添加するものを除く。） 全額免除

エ 支線及び占用物件である電柱又は電話柱の支柱の設置のために占用する場合 全額免除

オ (2)に該当する以外の公衆の用に供する上水道、簡易水道及び下水道の事業のために占用する場合 全額免除

カ 公衆の用に供するガス事業のために占用する場合 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

キ 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。クにおいて同じ。） 全額免除

ク 電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線

類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの 全額免除

ケ 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）

規定額の $\frac{1}{5}$ の額を免除

コ ケと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）

規定額の $\frac{8}{9}$ の額を免除

サ 電線類を地中に設けることに伴い新たに設ける柱状型機器（通常の上空に設置する機器に比べ、小型等で景観の整備に配慮した形状の変圧器、電源供給器、幹線増幅器等をいう。）の支持柱（本体はキ、ク又はコの「一体不可分なもの」とする。） 全額免除

(4) 第4号関係

第4号の規定に該当する場合 全額免除

(5) 第5号関係

ア 公共の用に供する通路、歩廊（アーケード等）及び雪よけのために占用する場合 全額免除

イ 公共の用に供する街燈（添架した看板類を除く。）のために占用する場合 全額免除

ウ 駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場のために占用する場合
規定額の $\frac{3}{4}$ の額を免除

(6) 第6号関係

ア 排水管（常時使用する従業員の数が20人を超えるものであって水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場用の排水管を除く。） 全額免除

イ 電気及び電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）の各戸引込線並びにガス・水道及び下水道の各戸引込管のために占用する場合
全額免除

(7) 第7号関係

ア 占用料を全額免除する物件は次のとおりとする。

(ア) かんがい用排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設

(イ) 道路管理者の設ける街燈又は標識を無償で添架している電柱又は電話柱

(ウ) 公共的団体が設置する有線放送電話柱及びその電線（各戸引込線を含む。）

(エ) カーブミラー

(オ) くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく、かつ、交通安全、道路の美化等の公衆の利便に著しく寄与するもの。

(カ) 消防法の規定に基づく非常用救助袋固定環

(キ) 地上権等により道路の権原を取得し、及び道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等の権原取得の際に占用料の徴収を前提としている場合を除く。）

- (ク) バス停留所の上屋及びベンチ
 - (ケ) 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリア等に設置されるもので、営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋
 - (コ) 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
 - (カ) テレビ放送の難視聴地域における受信のための施設
 - (シ) (3)のオに該当する以外の飲用水管
 - (ス) 県の事業の請負者がその事業（道路の工事に限る。）のために占用する物件
 - (セ) 冬場の臨時車庫への簡易出入口
 - (ソ) 出入路（工事用搬入路等一時的なものを除く。）
 - (タ) 国有林野を道路敷として無償で使用している場合の当該道路敷内の占用物件
 - (チ) 河川法上の河川堤防との兼用工作物である道路の占用物件で専ら道路専用施設以外の部分に係る占用物件
 - (ツ) 道路管理者の要請により設置するトンネルの非常用通信施設（トンネルの出入口に設置する公衆電話を含む。）のために占用する場合
 - (テ) 消雪パイプ
 - (ト) 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設ける物件で、公共的な教育研究の用に供されるもの
- イ 占用料の一部を免除する物件及び免除額は、次のとおりとする。

- (ア) バス停留所標識（広告を添加しているものを除く。） 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
- (イ) 乗合バスの自由乗降区間及び運賃変更を示すための標識（広告を添加しているものを除く。） 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
- (ウ) 駐車場（(5)のウの駐車場を除く。） 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
- (エ) タクシー事業者の団体が占用するタクシー乗場の上屋及びベンチ 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
- (オ) 電柱、電話柱、軌道柱、街燈、アーケード（がんぎを含む。）、消火栓標識又はバス停標識に添架された広告看板（巻付看板及び一時的に設けるものを除く。） 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除
- (カ) 電柱、電話柱、軌道柱、街燈、アーケード（がんぎを含む。）、消火栓標識又はバス停標識に添架された広告看板のうち巻付看板（一時的に設けるものを除く。） 規定額の $\frac{13}{20}$ の額を免除
- (キ) 工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局 1基当たり年 規定額の $\frac{7}{10}$ の額を免除